

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」 の施行後 3 年見直しについて

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）概要 ※令和3年6月4日公布

骨子

※令和5年6月23日公布の刑法等一部改正法及び性的姿態撮影等処罰法の規定により令和5年7月13日一部改正

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、**教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止**、基本理念（**学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶**等）、**文部科学大臣による基本的な指針の作成**、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（**データベースの整備**等）、特定免許失効者等に対する免許授与の特例等について規定。
- 施行日：データベース関係の規定以外は、**令和4年4月1日**。データベース関係の規定は、**令和5年4月1日**。

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者
教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員
特定免許失効者等：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

児童生徒性暴力等（第2条第3項）：

- ①児童生徒等に性交等をする事又は性交等をさせること、
 - ②児童生徒等にわいせつ行為をする事又はわいせつ行為をさせること、
 - ③刑法第182条(面会要求、自撮り要求等)、児童ポルノ法、性的姿態撮影等処罰法違反の行為、
 - ④痴漢行為又は盗撮行為、
 - ⑤児童生徒等に対する悪質なセクハラ
- ※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。**

法が定める各施策

基本的な指針

- 各施策を総合的かつ効果的に推進するため文部科学大臣が策定。**（第12条）**
※ 作成・変更の際は内閣総理大臣（こども家庭庁）との協議を実施。
- 法に定める内容の他、右の内容等を明記。

- ・ 児童生徒性暴力等については原則懲戒免職処分とするべきこと
- ・ データベースには、当面、少なくとも40年間分の記録を蓄積
- ・ 採用希望者が特定免許失効者等に該当することが判明した場合、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を実施

防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**（第13条・第14条）
 - ・ 教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等
 - ・ 児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発
- **特定免許失効者等に関するデータベース**（第7条・第15条）
 - ・ 国によるデータベースの整備、都道府県教委による迅速な記録の実施、教育職員等の任命権者等による任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**（第16条）
 - ・ 関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**（第17条）
 - ・ 定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- **児童生徒性暴力等に対する措置**（第18条・第19条）
 - ・ 相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
 - ・ 学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
 - ・ 報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
- **学校に在籍する児童生徒等の保護・支援**（第20条）
⇒ 上記の規定は、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者についても準用（第21条）

教育職員免許法の特例

- **特定免許失効者等に対する再授与**（第22条）
 - ・ 免許失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
 - ・ 再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**（第23条）
 - ・ 都道府県教委に設置
 - ・ 組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

教員性暴力等防止法に係るこれまでの経緯について

令和3年6月

令和3年3月に立ち上げられた「与党わいせつ教員根絶立法検討ワーキングチーム」（座長：馳浩議員(自民)・浮島智子議員(公明))において立案された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が、同年5月、第204回国会に5派共同提案で提出、衆参両院とも全会一致で可決し、6月4日に公布。

令和4年3月

令和4年3月18日に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」を策定。児童生徒性暴力等の定義、児童生徒性暴力等の早期発見・対処の具体的運用、特定免許状失効者等への免許状再授与時の厳格な審査の在り方等について記載。

令和4年4月

法（データベースに係る規定を除く。）が令和4年4月1日より施行。

令和5年4月

データベースに係る規定が令和5年4月1日に施行。

令和5年7月

令和5年6月23日公布の「刑法等一部改正法」及び「性的姿態撮影等処罰法」の規定により、令和5年7月13日に法を一部改正。刑法改正法等により新設等された罪にあたる行為について「児童生徒性暴力等」の定義に追加。また、本改正や令和5年4月1日からのデータベースの稼働を踏まえ、基本指針も改訂。

令和7年4月

法施行後3年が経過。3年見直しに係るヒアリングや調査等についての検討を開始。

令和8年3月以降

3年見直しにおける検討結果を受けた所要の措置（指針改訂、周知等）を講じる。


教員性暴力等防止法3年見直しの検討状況について

背景

- 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」において、「政府は、…この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされており、令和7年度が法施行（令和4年4月1日）後3年に当たるため、法の施行状況に関する検討を加えたうえで、所要の措置を講ずる必要がある。

検討状況

- **教員性暴力等防止法3年見直し検討チームの設置**
 - ・審議官級をリーダーとする検討チームを設置し、省内の関係課で連携して検討を実施。
- **法の施行状況に関するヒアリング**
 - ・有識者、性被害当事者団体、教育委員会、都道府県私立学校主管部局、学校法人に対して計15回のヒアリングを実施。
- **法の施行状況に関する調査**
 - ・法に基づくデータベースの活用状況等に関する調査
 - ・大学の教職課程における児童生徒性暴力等に関する内容の取扱い状況等に関する調査
 - ・都道府県教育職員免許状再授与審査会の実施状況等に関する調査
 - ・公立学校教職員の人事行政状況調査



明らかとなった課題等を踏まえ、法の運用の徹底に向けて、**「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（文部科学大臣決定）の改訂**や、**関係者に対する周知徹底等**を行う。

主な内容

① 教師による盗撮グループ共有事案等を踏まえた対応

- ・盗撮防止の観点から、定期的な点検を行うことや、教室等を常に整理整頓しカメラを設置できないような環境にしていくこと、端末の利用やデータの管理についてルールを明確化することが必要である旨を指針に明記。

② こども性暴力防止法を踏まえた対応

- ・法及び基本指針で定める措置とこども性暴力防止法にて定める講ずべき措置との関係や、データベースと犯罪事実確認の仕組みとの補完・連携の在り方に関する検討方針などを指針に明記。

③ 教育職員等による児童生徒性暴力等があった場合の厳正な対応

- ・教育職員等による児童生徒性暴力等があった場合には懲戒免職とすべきという趣旨を明確化するため、「原則として」という文言を指針から削除。
- ・公立学校以外の学校の設置者においても、法の基本理念等を踏まえた厳正な懲戒処分を行うことが必要であるため、就業規則等において、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する懲戒解雇を含む懲戒処分の基準を整備する必要がある旨を指針に明記。

④ データベースの活用状況等を踏まえた対応

- ・こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認とデータベースの仕組みとの関係など、データベースを活用する上での留意すべき事項を指針に明記。

⑤ 再授与審査会の実施状況等を踏まえた対応

- ・再授与審査会を運営していく上での課題点や留意すべき事項について、指針に明記。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針 改訂概要 (R8.4.24)

○「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」において、「政府は、…この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされており、**令和7年度が法施行(令和4年4月1日)後3年**に当たる。

○同規定を踏まえ、令和7年度に省内に検討チームを設置の上、法の施行状況に関するヒアリング・調査を実施。明らかとなった課題等を踏まえ、**令和8年4月24日に、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」(文部科学大臣決定)を改訂。**

①④教師が児童生徒等を盗撮し、画像などをSNS上の教師間のグループで共有し逮捕された事案や、多くの任命権者等においてデータベースの活用が適切になされていなかった事案等を受け、指針に記載。

1. はじめに (抄)

○ 児童生徒等を盗撮し、画像などを SNS 上のグループで共有するなどという卑劣な行為により、児童生徒等の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって心身に対する重大な影響を与えるだけでなく、教師が行う教育活動に対する児童生徒等や保護者からの信頼を著しく低下させ、安心した学校生活を脅かすような教育職員等がいることや、教育職員等を任命し、又は雇用する者（以下「任命権者等」という。）の一部において、法で定められた義務を履行できていなかったことが確認されている。児童生徒等を守り育てる立場にあるにも関わらず、**教師の立場を悪用して児童生徒性暴力等を行うことや、法で定められた対策を適切に実行できていなかった事実が確認されたことは極めて遺憾であり、強い危機感を抱くべき事態**である。今一度、子供に関わる全ての関係者が、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するべく、**法及び基本指針に基づく取組を、より一層、一丸となって講じていかなければならない。**

2. 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止 関係

○ 盗撮防止の観点からは、教室やトイレ、更衣室等の**定期的な点検**を行うことや、教室等を常に整理整頓し、**カメラを設置できないような環境にしていくこと**が重要。また、私的な端末で児童生徒等を業務外の目的で撮影することのないようにすること、学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出すことのないようにすることなど、**端末の利用やデータの管理についてルールを明確化**することが必要。

○ こども性暴力防止法においても、対象事業者である教育委員会等に対して、早期把握、相談、調査、保護・支援、研修等の措置が定められているが、**法及び基本指針で定める措置や、既に学校で行うこととされている措置を講じていれば、それと重複する内容については、基本的にはこども性暴力防止法やこども性暴力防止法施行ガイドライン等で示す内容を満たし、重ねて同様の措置を講ずる必要はない**と考えられる。

①教師による盗撮グループ共有事案等を踏まえ、端末の利用やデータの管理についてルールを明確化等について指針に記載。

②こども性暴力防止法のガイドライン等を踏まえ、法及び基本指針で定める措置との関係について記載。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針 改訂概要 (R8.4.24)

3. 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見・対処 関係

- 実際に教育職員等による児童生徒性暴力等があった場合には、懲戒免職とするなど、法の基本理念等を踏まえ、厳正な懲戒処分を行う必要がある。他校の児童生徒等に対する場合についても同様に厳正に対処する必要がある。公立学校以外の学校の設置者においては、法の基本理念等を踏まえ、厳正な懲戒処分を行うことを前提として、就業規則等において、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する懲戒解雇を含む懲戒処分の基準を整備する必要がある。また、懲戒処分の基準については、教育職員等に対して、あらかじめ周知・説明を行うとともに、懲戒処分等の検討に当たっては、事案に応じて、弁護士や医師等の外部専門家の協力を得ながら進めることが必要。

③教育職員等による児童生徒性暴力等があった場合には懲戒免職とすべきという趣旨を明確化するため、「原則として」という文言を指針から削除。

4. データベース 関係

④データベースの活用状況等調査を踏まえ、データベースを活用する上で留意すべき事項を指針に記載。

- 任命権者等は、こども性暴力防止法に基づき、同法が施行される令和8年12月25日以降、従事者が対象業務への従事を開始するまでに特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認（以下「犯罪事実確認」という。）を行うこととなるが、内定等の後に実施する犯罪事実確認とは別に、引き続き、内定前にデータベースを活用する必要があることについても留意が必要。
- こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認とデータベースの仕組みの補完・連携の在り方については、こども性暴力防止法の施行までに直ちに工夫が可能な対応について検討を進め、更なる補完・連携の在り方については、法や児童福祉法との制度上の整理を含め、制度を取り巻く様々な状況を勘案しながら、文部科学省とこども家庭庁で連携して検討を進める。
- 児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効又は取上げとなった事実を秘匿することを意図して改名の上、免許状を偽造して採用選考に臨む者も考えられることから、教育職員等に限らず、児童生徒等と接する業務に従事する者を採用する際にも、任命又は雇用を希望する者の経歴等の十分な確認や、免許状を有していることを採用の要件としている場合の免許状の有効性の確認が必要。

③公立学校以外の学校の設置者においても、法の基本理念等を踏まえた厳正な懲戒処分を行うことが必要であるため、指針に記載。

5. 特定免許状失効者等に対する免許状の再授与審査 関係

- 申請者が他の都道府県教育委員会に対して、再度、再授与申請を行うことも考えられることから、当該申請者の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であるかどうかを他の都道府県教育委員会で判断するためにも、特定免許状失効者等となった以後に免許状の再授与申請を行った履歴については、教育職員免許法施行規則第74条第2項に規定する原簿の記録事項のうち、「その他必要と認める事項」として、申請を受けた都道府県教育委員会において原簿に記録することが望ましい。

⑤再授与審査会の実施状況等に関する調査等を踏まえ、再授与審査会を運営していく上での課題点や留意すべき事項について、指針に記載。

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」改訂案に関する パブリック・コメント（R8.3.16～R8.4.15）における主な御意見の概要について

令和8年3月16日～4月15日の間でパブリックコメントを実施し、計253件の御意見をいただきました。

	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1	性暴力が疑われる事案が生じた際、学校内での調査に優先して「 <u>直ちに警察へ通報・相談すること</u> 」を義務化すること。	本指針において、教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者は、犯罪の疑いがあると思われるときは、 <u>学校又は学校の設置者への通報その他の適切な措置をとるとともに、並行して、速やかに所轄警察署に通報しなければならない</u> 旨記載しています。また、児童生徒性暴力等の中には、児童生徒等の生命身体に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれており、 <u>学校はためらうことなく所轄警察署と連携して対処すること、通報は児童生徒性暴力等の有無の確認の結果を待たずして行うこと</u> ができることを記載しています。
2	若手教員が管理職の隠蔽行為を外部に告発することは、現実には極めて高いリスクを伴い、 <u>不当な人事評価や職場内での孤立を招く可能性がある</u> ため、独立した通報受付体制の整備を指針に明記すること。	本指針において、通報等を行った教育職員等に対して <u>当該通報等を行ったことを理由として、懲戒等の不利益処分や平等取扱いの原則に反する処分等の不利益な取扱いをしてはならないことを記載</u> しております。また、公益通報者保護法においては、 <u>内部公益通報受付窓口の設置義務</u> 等が定められているところであり、これらの周知を図ってまいります。
3	子どもがどこに、どのように相談すればよいのか分からない状況が依然としてあるため、 <u>子どもの声を丁寧に受け止められる独立性の高い相談機関をすべての自治体に早急に整備するべき</u> である。	本指針において、「 <u>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、また、電話やSNS等により教育職員等による児童生徒性暴力等の通報・相談を受け付ける体制を整備</u> する」こと、「各都道府県警察や性犯罪・性暴力被害者のための <u>ワンストップ支援センターの相談窓口など教育委員会以外が設置する相談窓口も含め、これらが児童生徒等や保護者等から活用されるよう積極的に周知を行う</u> 」ことを示しております。引き続き、相談体制の整備とそれらの周知に努めてまいります。

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」改訂案に関する パブリック・コメント（R8.3.16～R8.4.15）における主な御意見の概要について

	主な意見の概要	文部科学省の考え方
4	採用時のデータベース検索が、 <u>保育園から高校まで、必要ではなく義務として、徹底されるべき</u> ではないかと考える。新聞報道によると私学の75パーセントは、データベース検索を怠っていたと判明したが、今回の改訂とあわせて早急に解決されるべき手だてを望む。	令和7年度実施した教員性暴力等防止法に基づくデータベースの活用状況等に関する調査において、約7割の教員採用権者が、法で活用を義務付けられているにも関わらず、データベースを適切に活用できていなかったことが判明したことを踏まえ、文部科学省においては、データベースへのユーザー登録方法や活用方法を説明した <u>簡易マニュアルや動画を作成</u> し、周知を行いました。また、本指針改訂案においても、調査結果等を踏まえ、 <u>データベースを活用する上で留意すべき事項等について明記</u> したところ です。これらに加え、今後、 <u>データベースを正しく活用できていない教員採用権者の公表を前提としたフォローアップ調査</u> の実施や、全国からランダムに抽出した教員採用権者に対する <u>実地監査</u> の実施も予定おります。引き続き、子供たちへの性暴力の根絶に向け、全ての教員採用権者がデータベースを活用徹底するよう、こうした取組を着実に進めてまいります。
5	データベースと日本版DBSとの関係については、 <u>制度の重複による現場負担</u> が懸念されるため、 <u>現場に過度な負担が生じないようにすべき</u> 。	本指針改訂案においては、 <u>データベースとこども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認の仕組みとの補完・連携の在り方に関する検討状況</u> も記載しております。引き続き、こども家庭庁とも連携して検討を進めてまいります。
6	再授与審査に、 <u>臨床心理士または司法精神科医による専門的評価</u> を要件として明記すること。	本指針において、再授与審査会は、児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者で構成することを示しておりますが、その例として、 <u>医療や心理の専門家</u> についても例示しております。また、 <u>再授与審査における主な考慮要素</u> として、 <u>「治療・更生等の程度」</u> を挙げており、提出書類例としては、 <u>「複数の医師等による診断書・意見書」</u> や、 <u>「更生プログラム等の受講等歴・評価書」</u> 等を例示しております。

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の施行後3年見直しに伴う「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」の改訂等について（通知）における主な留意事項について（R8.4.24）

教職課程を履修する学生への理解促進

- ・教職課程認定基準を改正し、教職課程を有する全ての大学等は、教職課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための措置等を講じなければならないことを明記し、教職課程を有する全ての大学等を対象に、実施計画の作成を求める予定であること。
- ・教職課程を履修する学生への「生命（いのち）の安全教育」についての理解促進を図るべく小冊子を作成したので、性暴力等の防止等についての授業をする際に学生に配布いただくなど、活用されたいこと。

通報、報告等

- ・基本指針において、事実があると思われたにもかかわらず放置したり隠ぺいしたりする場合には、法の義務違反や懲戒処分の対象となり得ることや、通報等を行った教育職員等に対して当該通報等を行ったことを理由として懲戒等の不利益処分や平等取扱いの原則に反する処分等の不利益な取扱いをしてはならないことを記載しており、これらを踏まえて、児童生徒性暴力等の事実があると思われるときには迅速かつ適切に対応すること。なお、公益通報者保護法においては、内部公益通報受付窓口の設置義務等が定められているところ、同法に基づいて必要な取組を実施すること。

相談体制の整備

- ・地方公共団体は、電話やSNS等により教育職員等による児童生徒性暴力等の通報・相談を受け付ける体制を整備するとともに、各都道府県警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談窓口など教育委員会以外が設置する相談窓口も含めて、児童生徒等や保護者等に積極的に周知を行うこと。その際、児童生徒等や保護者等の不安感を軽減し、安心して相談できるようにする観点から、そこに相談すると何が起きるのか、どのような対応をしてもらえるのかも含めて周知することが有効であること。

児童生徒性暴力等対策連絡協議会

- ・児童生徒性暴力等対策連絡協議会を活用し、学校関係者とともに学校内で死角や密室になり得る箇所の点検を行い、第三者の視点での改善点に関する助言等を行っている自治体もあり、このように、各地方公共団体においては、日頃から学校や教育委員会、地域の関係機関等が緊密に情報共有できる体制の構築を進めることが重要であること。

データベースの活用等

- ・データベースへの記録は、官報への公告を待つことなく、失効・取上げの効力が発生した日の翌日までに迅速に行うこと。
- ・データベースへの記録をもって、官報への公告が不要となるわけではないことに留意すること。

教員性暴力等防止法3年見直しに係るヒアリング先について

ヒアリング先	
有識者 ※敬称略	①後藤弘子（国立大学法人千葉大学理事・副学長）
	②齋藤梓（上智大学総合人間科学部心理学科准教授）
	③藤岡淳子（一般社団法人もふもふネット代表、大阪大学名誉教授）
当事者団体	①一般社団法人Spring
教育委員会	①埼玉県教育委員会
	②福岡県教育委員会
	③名古屋市教育委員会
	④熊本県菊池市教育委員会
	⑤福岡県須恵町教育委員会
都道府県 私立学校 主管部局	①東京都生活文化局私学部私学行政課
	②大阪府教育庁私学課、福祉部子ども家庭局子育て支援課
	③福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課
学校法人	①学校法人石川義塾、学校法人石川高等学校
	②学校法人藤華学院
	③学校法人三重高等学校

未然防止に係る観点

【盗撮防止等】

- 緊急校内点検を実施し、盗撮防止ガイドラインを作成。（教育委員会①）
- 今後の点検について、民間の有識者を踏まえた再発防止PTを立ち上げて議論しており、盗撮機器の探知機等を活用しながら点検を行うことも検討。また、通知において、基本的なポイントとして、特に子供達が衣服を着脱するような部屋やスペースを点検するように示している。（教育委員会③）
- 盗撮が起きない為に教室へ私用スマホの持ち込みを禁止するのは重要。（有識者①）
- 防犯カメラを更衣室等の前に設置し、事案が発生した際に確認する。（学校法人③）

【私的端末や画像の取扱い、SNS等のルール整備】

- 私用端末の利用について、モバイル端末やPC等を使用して生徒を撮影することは禁止。デジタルカメラ等（SDカード・USBメモリ）の記録媒体の使用・記録も禁止。校外学習などの場で連絡通信の必要があり個人のスマホを使用する場合、セキュリティシールをカメラ部分に貼っていることを管理職が確認した上で利用。画像・映像のデータ等についても、職員が共通でアクセスできる共有フォルダでの保存、その後の速やかな外部記録媒体からの削除。利用予定のない画像や映像についても削除することを規定し学校に周知し徹底。SNSのルール等についても職員のサービスの手引きを作成して学校に配布・配信。児童生徒の携帯電話番号やメールアドレスを取得したり、学校での出来事をSNSに記載したりしないという事を記載して各学校で共有し、周知徹底。学校が「こういう対策を行っている」という通知を保護者に文書で発出し、理解を求めながら進めている。（教育委員会③）
- 盗撮防止ガイドラインの中で生徒の画像を個人端末で撮影することは禁止。SNS等のルールでは、生徒と私的なやり取りをSNS上で行わないように周知。公的な端末で撮影した場合にも、所属長の許可を得ることや、撮影データの保管場所を決めること、個人端末からは削除すること等をガイドラインに記載。（教育委員会①）
- 教員にノートパソコンとiPadを学校から貸与しており、授業では貸与のものを使用。学校行事では配布したiPadで撮影。部活動に関しては、連絡としてグループラインは現状許可。一般的な担任が生徒とLINEを交換するのは禁止。SNSルールに関しては、個人でSNSをやっている場合は学校に関する情報、画像を一切掲載しないことを徹底。（学校法人②）

未然防止に係る観点

【私的端末や画像の取扱い、SNS等のルール整備】（続き）

- 教職員と児童生徒がダイレクトメール等でやり取りを始めると境界線があいまいになりやすい場合があり、未然防止は研修等で意識を高めるソフト面と、ルールを作るというハード面の両方をやっつけていかなければいけない。（有識者②）
- 死角の把握・除去と可視化環境の確保に向けた校内環境整備を義務付けていただきたい。廊下・準備室・特別教室・倉庫・階段踊り場など、教員と児童生徒が二人きりになり得る死角の定期点検と改善が必要。教室及び準備室の採光窓や内部窓の設置等、教員の活動領域の可視化。個別指導・部活動指導・放課後指導など、密室化しやすい活動に関する統一ルールの明文化。（当事者団体①）

【教育職員等や児童生徒等に対する啓発】

- 法律施行時に早期発見対処ガイドラインを作成し、事案発生時の対応について記載。ガイドラインを基に研修を行うよう各学校に指導。盗撮防止ガイドラインについても、発見した際の対応について記載。校長に対する研修でも同様の内容で指導。4月～8月を不祥事防止強化月間とし、その間に各学校でどのような研修を行ったのか把握。不祥事防止研修プログラムはわいせつ事案や体罰事案を受け、専門家の意見を取り入れたワークシートを取り入れて研修を行うよう指導。学校でミニ研修（月に1・2回）を職員会議等の時間に実施し、年に2回報告。（教育委員会①）
- 職場の雰囲気づくりが一つのポイントであり、ストレスやそれぞれが抱えているものを共有したりする、また情報を外に出しやすいような空気を作っていくというものも必要。こうした動画や、性暴力・犯罪学の専門家の知見を活かした動画、性依存症と性暴力の関係性を取り上げた動画があればありがたい。（教育委員会③）
- 夏休みの職員研修で、一般的なセクハラ・パワハラや教員としてのリテラシー等について外部専門家が講演。（学校法人②）
- 全教職員向けに分かりやすい、テキストだけでなく動画を用いて研修を行うことも実施していただきたい。問題となりうる具体的な行為や境界線の逸脱を可視化、分かりやすく動画として示して教員間で理解していくことが重要。（当事者団体①）
- 生命（いのち）の安全教育についてはなかなか全国遍く実施している状況ではないので、全国義務化を推進していただけるとありがたい。また、教員向けの研修教材が11月に告知されていると思うが、その運用についてまだ現場に周知・浸透されていない状況。（当事者団体①）

未然防止に係る観点

【教育職員等や児童生徒等に対する啓発】（続き）

- R7年度末には採用試験合格者を対象とした新任教員応援セミナーで児童生徒性暴力防止の研修を行う予定。R8年度からは教育実習生や教職員インターンシップ生など児童生徒と接する活動を行おうとする者が児童生徒性暴力について理解を深めたり意識を高めたりできる啓発も実施予定。（教育委員会③）
- 教員養成や研修の抜本改善が必要。教員養成課程では教員自身が加害者となる可能性や権力関係、境界線の理解を前提とした教育が不十分で欠落していると感じている。実際教員による性加害の報道が後を絶たないこともここに要因があると考える。（当事者団体①）
- 加害行為の定義の明確化と周知徹底も重要。どこからが性暴力か、学校関係者や教員の認識に大きな差があるので、膝に乗せる行為や不自然な身体接触、特定児童生徒への身体接触、SNS交換などグルーミングの初期兆候を含めた、性暴力に発展する恐れのある行為を教員全員に示すことが必要。何が性暴力になるのか、発展する恐れがある行為なのか、具体的にガイドラインを示せるとよい。（当事者団体①）

【児童生徒性暴力等対策連絡協議会】

- 過去に域内で教育職員等による児童生徒性暴力の事案があったことを踏まえ設置。定期的な会議を年2回開催し、学校の視察、視察後の意見交換会を実施。視察の内容は学校関係者、管理職、養護教諭等と共に死角になるところや密室になっているところはないかを点検。学校関係者がこれまで気付かなかったところや気付かなかった視点で施設点検を行うようにしている。意見交換会では、視察時の点検で分かった改善点等について議論し、第三者の視点で助言。その結果を受けて校長会や教頭会で視察の内容を説明しながら、視察がなかった学校も点検してもらうよう促している。（教育委員会④）
- 連絡協議会の役割に検証を含めるのであれば、事案が発生した場合に、やるべきとされていることを教育委員会がちゃんとやったのか、全件検証するような仕組みを作ることが必要。（有識者①）

早期発見に係る観点

【性暴力等の被害等に関するアンケート】

- 各学校で匿名でも通報できる窓口（電子申請）を開設。その中で毎年性暴力に関するアンケートも実施。受け付けた通報・相談は、県立学校については学校の管理職と教育委員会で情報共有し、学校に対応報告を求める。（教育委員会①）
- 具体的に性暴力の被害という形のアンケートではなく、生活アンケートという形でいじめ防止を含め定期的に年4回実施。回答は生活指導部長と生活指導担当と管理職が中身を確認した上で担任の先生へ報告。また、スクールカウンセラーや養護教諭からの相談を促す定期的なお便りや、弁護士などによる相談窓口案内の周知、学校HPにおける生徒が書き込める窓口の設定を実施。（学校法人①）

【相談体制の整備、運用状況等】

- 学校の相談窓口のほか、県にも電話でも通報可能な相談窓口を開設。年度当初に通報窓口について周知を行うよう各学校に通知を发出。児童や保護者に配布するリーフレットに相談窓口があること、どのような行為が性暴力や体罰に当たるのかを記載。相談窓口には性暴力に関する通報は少なく、性被害にあったと把握するのは、友達や担任、部活動の顧問等に相談して分かるケースが大半。（教育委員会①）
- 相談室を2カ所に設けており、月～金はどこかの相談室にスクールカウンセラーが常駐。保護者も含めて生徒が相談に来る。（学校法人③）
- 普段から先生が生徒達の話をしているか、言ったら変わってくれたというような経験をしているかがすごく大きい。先生達が取り合ってくれなかったり、却って被害者が責められたりするとますます言わなくなる。とにかくきちんと子供の声に耳を傾けて欲しい。話してよかったという経験が必要。学校の中に話し合う文化や価値観、経験を入れていけるといい。突然「何かあったらこの窓口に訴えなさい」と言われてもなかなか話せない。（有識者③）
- 「学校の先生やスクールカウンセラーに相談するとこうなる」と示しておけば相談しやすい。相談体制を周知する時は、「そこに相談すると何が起きるのか、どう対応してもらえるのか」というところまで一緒に周知すると良い。また、お手洗いの個室など、子供達が他の子の目を気にせずに見られる場所や個別に配られるカードのようなもので周知するのが良い。（有識者②）
- 相談窓口の場所や何かあったら相談することまでは周知が進んでいるが、相談した後何が起るか不安で相談できないことが大きなハードル。そこについての案内はまだ不十分。被害の申告を受けた児童生徒や保護者、教職員側もその後の対応の流れが分からないことから不安を感じ、結果として被害を矮小化してしまったり、学校内で抱え込んでしまったりする傾向が見受けられる。相談窓口の周知だけでなく、被害申告があった場合の初動対応・支援の流れを平時から具体的に見える形で周知徹底することが不可欠。教員や学校の間で共有していても、子供自身がそれを分かっていることが重要。（当事者団体①）

教員性暴力等防止法3年見直しに係るヒアリングにおける主な御発言について⑤

事案発生時の対応に係る観点

【通報、報告】

- 「子どものスキンシップの延長線上のようなもの」や「特別支援の児童に対する介助のようなもの」で身体接触がある時に明確な基準として教育委員会から示せていないこともあるので、それを見た教員が通報すべき事案か判断に迷うようなところは多少あるのではないか。（教育委員会③）
- 私立学校で教員を解雇した場合は所轄庁に報告が必要だということは、実地調査の場面や文科省の通知により周知している。（私立学校主管課②）
- 児童生徒性暴力の事案が発生した場合の、学校内の対応フローは、性暴力に特化して作ってはいないが、いじめ等に関しては定めており、警察（生活安全課）に相談するフローも含まれている。（学校法人③）
- 性暴力を発見した時、通報責任者は大体校長になっていると思うが、その校長が加害者になる可能性もあるので、通報のルートがとても重要。自分が関係している市の場合は、必ず校長等の管理職に話す以外に教育委員会にも連絡する仕組みになっている。通報のルートは一本にしない方が良い。（有識者①）
- 「先生方が抱え込んでしまったり守って通報しない」ではなく「迷うなら通報して欲しい」という風に進んでいけば良い。初期対応について警察や捜査機関と連携ができたり、あるいはどのような事案を警察に相談するかを気軽に相談できる専門のコンサルテーションをちゃんと受けられる体制があるといい。（有識者②）
- 学校内での同僚からの通報制度の保護強化。教職員からの性暴力は学校組織特有の閉鎖性や同僚間の上下関係、教員文化の同質性で内部から通報・発見されにくい上に、通報した場合は職場で孤立するとか評価が下がるとか、管理職からの圧力を受けるのではないかと、そう思っていなくても教員が勝手にそう思ってしまう。懸念が実在するので、それによって通報が躊躇われてしまうことがあってはならない。通報しても不利益は被らない、大丈夫だと周知すること。（当事者団体①）

【警察機関や専門家との連携】

- 教員が不祥事により逮捕されるような事態が発生した場合、速やかに警察機関と情報を交換している。自治体として報道発表を行う時期や公表する内容の事前調整を行いながら対応しているが、警察から自治体に提供される情報が一部に限られてしまうところが課題。（教育委員会③）
- 学校関係専門の顧問弁護士への相談。近隣の児童相談所とは、生徒が駆け込んだ場合に学校の様子について問い合わせをもらうことが増えており、カウンセラーが児童相談所とコネクションがあるので、何かあれば相談できる体制にはなっている。また、地域の警察署の生活安全課と連絡を取っており、不審者が出没した時等は生活安全課と連携して学校周りの見回りを強化。（学校法人②）

教員性暴力等防止法3年見直しに係るヒアリングにおける主な御発言について⑥

事案発生時の対応に係る観点

【警察機関や専門家との連携】（続き）

- 警察との連携は、生活安全部門との連携はうまくできているが、刑事課との連携はうまくいっていない。警察が学校現場を知らないので、刑事課の人に情報の共有をし、人間関係を構築すべき。逮捕されて捜査するのは警察と検察なので、検察との連携も重要。法制度が十分ではない中で、検察が何らかの個別の介入や一般的な議論に入って来てくれることはないので難しい。困った時に相談できるような関係性の構築や、その機関が何をやっているのか知るのも大事。児童相談所が最も性虐待・性暴力についての証言を取ることや子供の支援の専門家なので、もっと活用すべき。（有識者①）
- 子供への聞き取りは二人などでやる事があるが、最初の開示があった以降に子供の聞き取りや記憶に習熟していない状態で聞くのはリスクが高い。最近では「誰が、何をした」が分かれば、それから警察や弁護士や心理職と相談しながら進めていただきたいというのは色んな学校にお願いしている。（有識者②）

任用・雇用時の対応に係る観点

【データベース活用】

- 教員採用選考試験の際に活用。地教行法第40条の転任や再任用など、活用対象を文科省から明確に提示していただきたい。（教育委員会①）
- 学校法人が設置している施設については、法令に基づいた運営ができているか確認を行う実地調査の機会を利用し、データベースに登録し採用時に活用するよう各学校へ周知している。データベース活用の課題は、扱っている情報が情報なのでセキュリティがしっかりして入りにくいという声や、活用する機会が年に何度もある訳ではないので覚えにくいという声、新卒や女性を採用した時は活用しなくていいという法人側の誤った認識がある。また、マニュアルのページ数が多くて使いにくいという声もある。ユーザーアカウントを更新しなければいけないことも扱いづらい一因。日本版DBSや保育士特定登録取消者管理システム等とそれぞれIDが必要になるので、一つにまとめられないか、1回で調べられないのかという声も聞く。（私立学校主管課②）
- 学校や法人の体制や情報システムの理解度で、認識や対応にばらつきがある。周知するのは校長や理事長だが、そこから人事担当者に話がっていないなどの事例が見られる。職員採用時や採用担当者の異動時に必要な対応などまとめたマニュアル（概要版、詳細版）が両方あれば良い。これからこども性暴力防止法への対応も必要になるので、似たような法律が並走すると学校の負担感が増したり混乱したりしてしまうという声がある。（私立学校主管課①）
- データベースで今までヒットしたことはない。大学や少年時代の事件については、本人が言わない限りは分からないというのは課題であるが、不都合は特にない。5～7月の間の一次の書類選考の段階で一度調べ、二次の面接の前にも確認。（学校法人③）

任用・雇用時の対応に係る観点

【採用段階における工夫】

- 個人面接の中で「倫理観」という評価項目を設け、具体的な処分事例を元に質疑を行い、**教育公務員としての倫理観や規範意識を有しているか観察**。（教育委員会①）
- 個人面接の質問項目について、教員の倫理観を問う項目を厚くし、児童生徒性暴力に関する法的な知識はもちろん、**様々な不祥事を未然防止する上で必要と考えられる質問を、教員に採用された後の具体的な場面を想定して受験者に質問**。（教育委員会③）
- 履歴書の中で、以前教職に就いていたが一時離れて別の仕事をしてまた教員に戻っている方に、**「なぜ教職を離れたのか」「なぜまた戻ったのか」入念に面接の中で聞いている**。（学校法人②）
- **過去の犯行は、再犯リスクを高める要因の一つであることはデータで示されている**。本人に対して、「性問題行動で過去に捕まったことがあるか」「露見していなくてもやってしまったことがあるか」などの質問を加えておくことはありうる。本人が正直に答えなかったとしても、場合によっては虚偽の申告をしたことをとりあげることはできるので、ある種の誓約として有効であろう。（有識者③）

厳正な処分に係る観点

- 性暴力事案があった場合、基本的には懲戒免職等に対応はしているが、**事実確認をしっかりと行うことが課題**。生徒が教員をかばったり、教員が全く自供せず任期切れとなったりした案件もあった。裁判の経過を追っても事実確認が難しい場合や本人による黙秘、逮捕・拘留等により県教委が本人に接触できないことで事実確認が取れない場合がある。（教育委員会①）
- 警察に拘留されている期間に面談できない、又は面談ができて事案に関する聞き取りが警察に止められたことから事実確認が出来ず、**結果的に逮捕から懲戒処分を行うまでに一定期間を要した**。（教育委員会③）

教員性暴力等防止法3年見直しに係るヒアリングにおける主な御発言について⑧

厳正な処分に係る観点

- 処分規定の策定を求めていくことについて、体制が取れている大きな法人であれば規定を新しく作るといった取組はできるかもしれないが、小規模な法人はそこまで手が回らないのではないかと判断しかねるので、考え方の提示ではなく、「これであれば○」「これであれば×」というすぐさま適応できるような具体例をもった基準や作成例等を提示いただければ導入しやすいと考える。（私立学校主管課①）
- 事実が認められた際、学校としては弁護士に相談し就業規則に基づいて処分する。児童生徒性暴力を行ったらどうするかというところまで細かく定めていない。処分を行う際に、心理的な影響から、生徒の証言がなかなか得られにくい。明瞭なものであれば処分できるが、現場だけで起きた時の対応というのはより難しくなっており、今の段階では処分基準というものを学校だけで作るのは難しい。（学校法人①）
- 人事院及び県の懲戒処分の指針に基づいて指針を作成。性暴力及びわいせつがあった場合、わいせつ行為に関しては懲戒免職、わいせつな言動に関しては出勤停止・減俸、特に悪質だった場合は解雇と決めている。懲戒の調査委員会で聞き取りをして処分を決める形になっている。解雇というのはかなりハードルが高く、わいせつ行為で逮捕されたとなれば一発解雇になるが、怪しい程度であればかなり労力を使わないと解雇には持って行けない。第三者委員会も弁護士も入れなければいけないので、わいせつ事案があったからといってすぐに厳正な処分ができるかといわれるとできないのが課題。（学校法人③）

再授与審査会に係る観点

- 法律の専門家である弁護士等を含む各委員から、次の二点について質問があったため、意見する。第一に、再授与が適当と認められる具体的な対象ケースが示されていないため、審査基準を定めることができず、要綱の作成作業が停滞している。したがって、文部科学省として再授与が適当と認められる場合の基準を明確に示すべきではないか。第二に、不授与と判断した場合、訴訟となって司法の場で敗訴すれば、本来現場に復帰すべきでない人材が教育現場に戻る可能性がある。そのため、各都道府県が法に基づき一律の基準で再授与の可否を判断できるよう、国の責務として明確な基準を示すことを要望する。（教育委員会①）

その他

- 枠組み自体はすごく充実して作られているが、意識がある程度高まっている先生とそうではない先生のギャップがすごく大きい。枠組みとして足りないというよりは、内容の質の向上であるとか、1人1人の先生へのアプローチをどうしていくのかという問題。学校現場が事案が起きた時に迷って対応がうまくいかないなど、被害児童の保護者の方への初期対応を間違えると児童や保護者の傷つきを深める要因になり得るので、事案が起きた時にコンサルテーション的な学校が相談できる場所があると良い。（有識者②）

令和7年度教員性暴力等防止法に基づくデータベースの活用状況等調査について

1. 特定免許状失効者管理システムの登録状況・活用状況等に関する調査の概要

①調査趣旨：

未だユーザー登録手続きを行っていない任命権者等や、ユーザー登録は行ったものの特定免許状失効者管理システムを適切に活用していない任命権者等がいるなど、法が遵守されていない事例が見られることを踏まえ、任命権者等による特定免許状失効者管理システムの活用徹底に向け、登録状況・活用状況等の把握を行う。

②調査対象：

都道府県・市区町村教育委員会、幼保連携型認定こども園を設置する市区町村、学校法人等（学校法人以外の私立幼稚園及び私立幼保連携型認定こども園の設置者を含む。）、附属学校を置く国立大学法人

③回答期限：令和7年9月30日

④調査結果の取扱い：

域内の市区町村教育委員会、幼保連携型認定こども園を設置する市区町村、学校法人等の結果については、追って都道府県に共有する。

2. 主な調査内容

- 令和7年8月1日時点でユーザー登録しているか
- ユーザー登録していない場合の登録していない理由
- 教育職員等を任命又は雇用する際に活用しているか
- 活用できていなかった場合の活用できていない理由
- 活用できていなかった場合に、どの教育職員等を任命又は雇用する際に活用していなかったか
- 活用した結果、特定免許状失効者等に該当する者がいたか
- 速やかにユーザー登録し、今後活用するか

令和7年度教員性暴力等防止法に基づくデータベースの活用状況等調査の結果 について（1/6）



令和7年度に実施した教員性暴力等防止法に基づくデータベースの活用状況等調査において、教育委員会、国立大学法人、学校法人等における特定免許状失効者等に関するデータベースの活用状況等について調査を実施（8月～12月）。調査結果は以下のとおり。

1. 回答数（12月9日時点）

調査対象	回答数	回答率
都道府県・指定都市教育委員会	67	100%
市区町村教育委員会	1,718	100%
幼保連携型認定こども園を設置する市区町村	390	100%
学校法人等（学校法人以外の私立幼稚園及び私立幼保連携型認定こども園の設置者を含む。）	9,750	99.01% ※97法人未回答
附属学校を置く国立大学法人	56	100%
計	11,981	99.20%

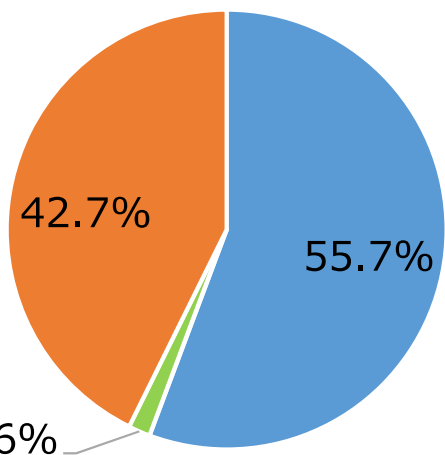
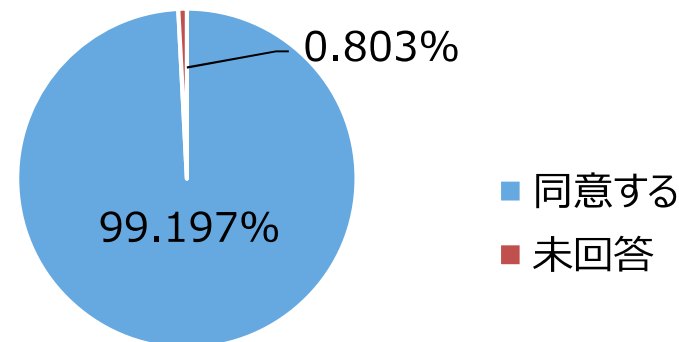
令和7年度教員性暴力等防止法に基づくデータベースの活用状況等調査の結果について (2/6)

2-1. 国公立学校の教員採用権者のデータベースユーザー登録状況※ (8月1日時点)

※令和5年4月1日以降に教育職員等を任命・雇用した者に限る。

データベースにユーザー登録し、今後、教育職員等を任命又は雇用をする際に活用するか

- ①データベースに登録している
- ②教育職員等の任命又は雇用に係る事務を設置する各学校や別機関で行っているが、一部の学校でデータベースに登録していない
※教育事務所や各学校などが事務を分掌している場合など。
- ③データベースに登録していない



➡ **約4割**の教員採用権者がデータベースにユーザー登録できていなかったが、本調査を経て、**未回答を除くすべての教員採用権者が、データベースへのユーザー登録について同意している。**

※閉校・閉園予定の場合を除く。

登録できていなかった主な理由

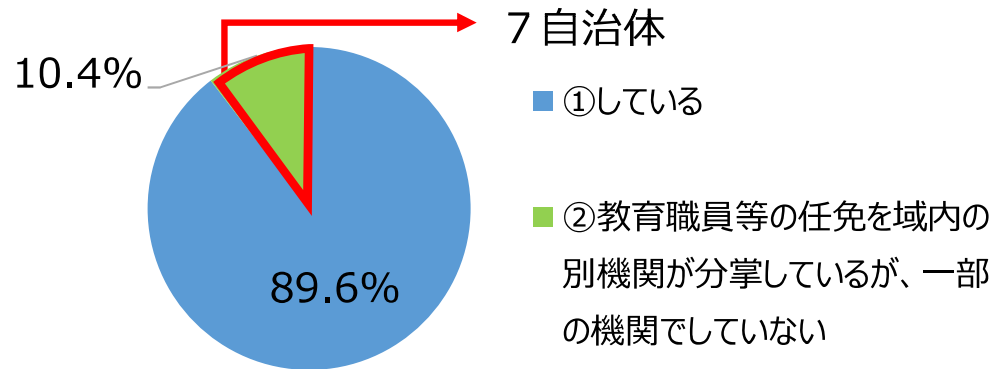
- ユーザー登録しているつもりだったが、**アカウントの有効期限の延長※を失念**していた。
※セキュリティ確保の観点から、データベースを継続して利用する場合、例年4月にアカウントの延長手続き（ログインするのみ）を行う必要がある。
- これまでユーザー登録し、活用できていたが、一部**組織内での引継ぎが上手くなされておらず、ユーザー登録・活用できていない状態になってしまった。**
- **「保育士特定取消管理システム」を活用していればよいと思っていた。**
- 「特定免許状失効者管理システム」の存在を今回はじめて知った。

令和7年度教員性暴力等防止法に基づくデータベースの活用状況等調査の結果について (3/6)

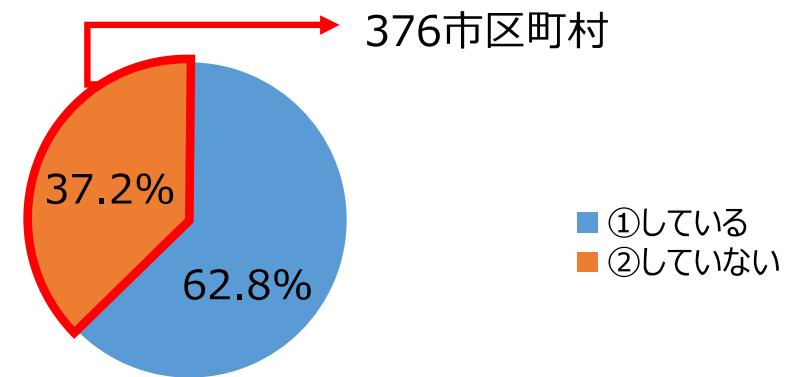
2-2. 教員採用権者ごとのデータベースユーザー登録状況※ (8月1日時点)

※令和5年4月1日以降に教育職員等を任命・雇用した者に限る。

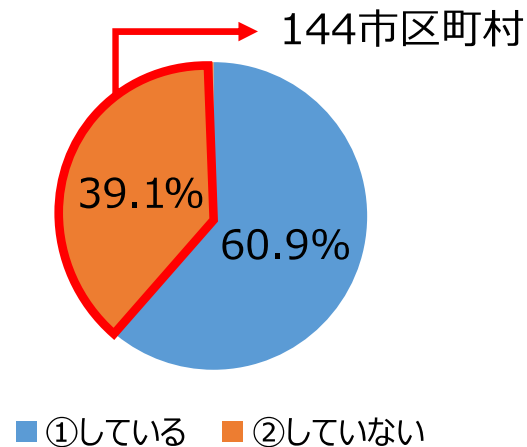
① 都道府県・指定都市教育委員会



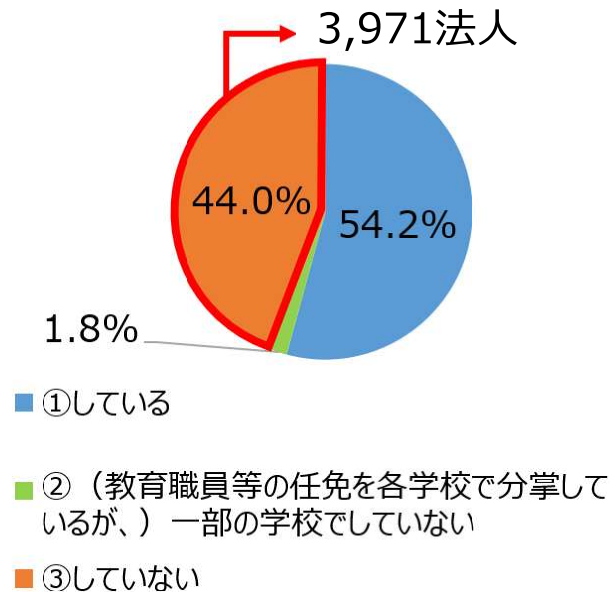
② 市区町村教育委員会



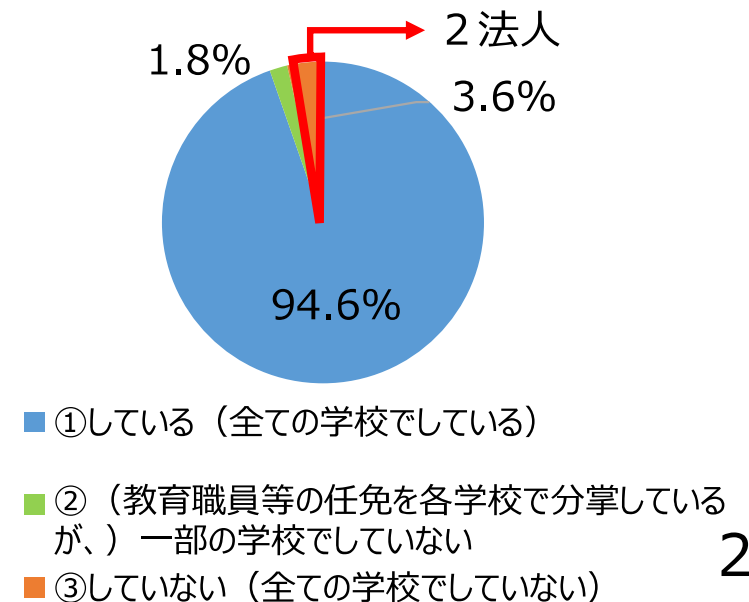
③ 幼保連携型認定こども園を設置する市区町村



④ 学校法人等

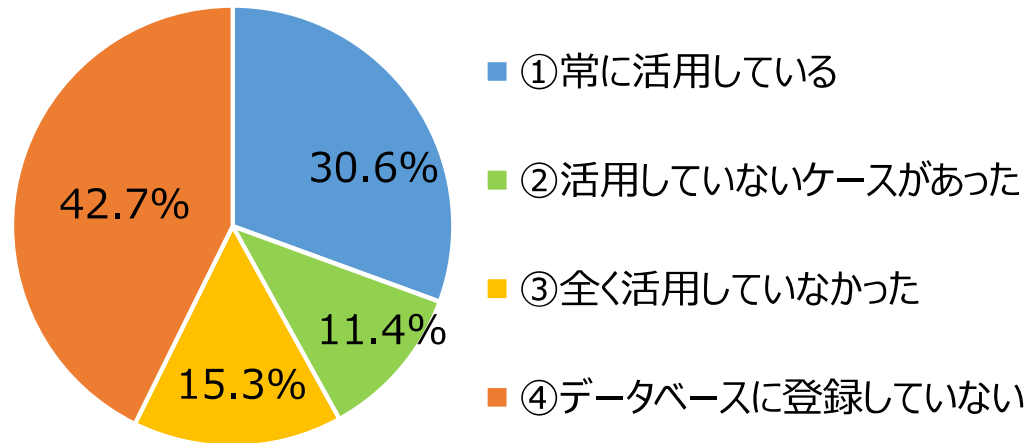


⑤ 附属学校を置く国立大学法人

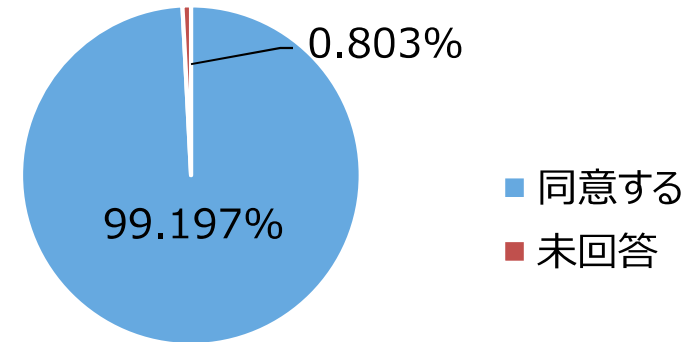


3-1. 国公立学校教員の採用権者のデータベース活用状況※

※令和5年4月1日以降に教育職員等を任命・雇用した者に限る。



○データベースに登録し、今後、教育職員等を任命又は雇用をする際に活用するか（再掲）



➡ **約7割**の教員採用権者がデータベースを正しく活用できていなかったが、本調査を経て、未回答を除くすべての教員採用権者が、データベースの活用について同意している。

※閉校・閉園予定の場合を除く。

活用できていなかった主な理由

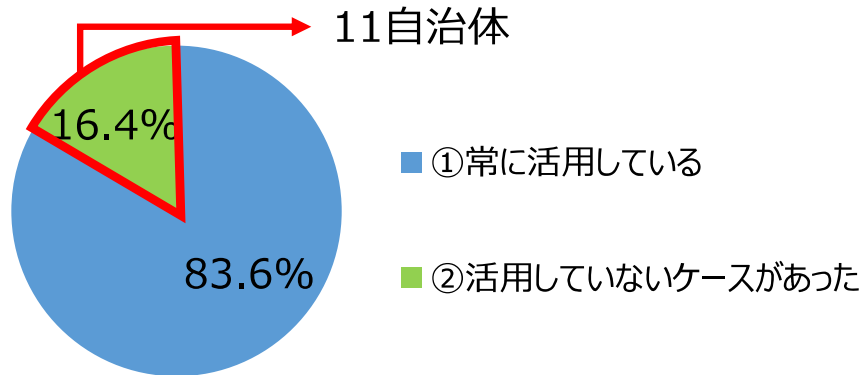
- 活用すべき対象（国公私別の別、常勤非常勤の別、前職の有無、性別を問わず、教育職員等を任命又は雇用するとき）を正しく理解していなかった。
- 活用が義務であると認識していなかった。
- 官報情報検索ツール等により、採用者の情報を得ていた。
- 県や市の教育委員会との人事交流による異動者の確認は不要だと思ってしまった。
- 活用方法がよくわからなかった。

令和7年度教員性暴力等防止法に基づくデータベースの活用状況等調査の結果について (5/6)

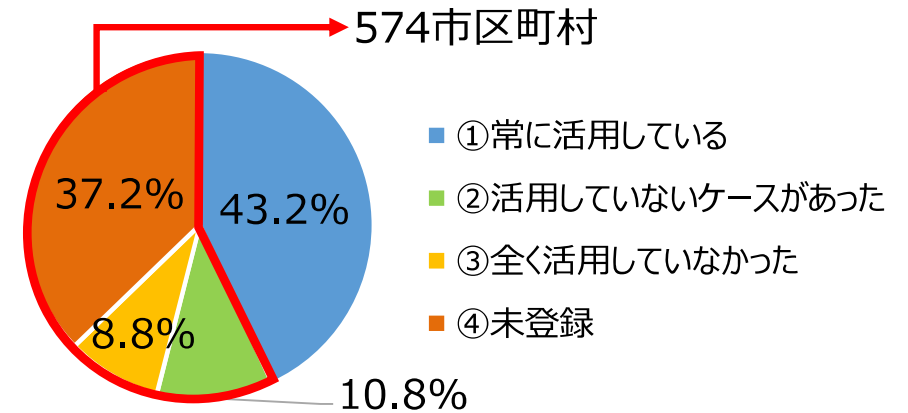
3-2. 教員採用権者ごとのデータベース活用状況※

※令和5年4月1日以降に教育職員等を任命・雇用した者に限る。

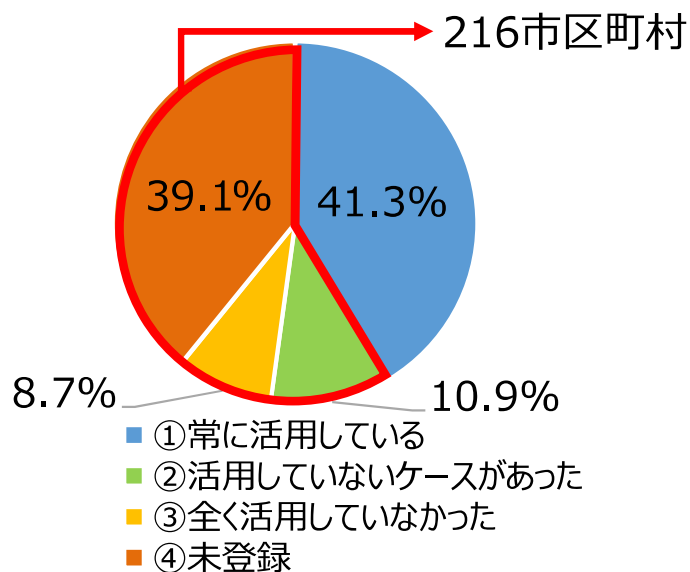
① 都道府県・指定都市教育委員会



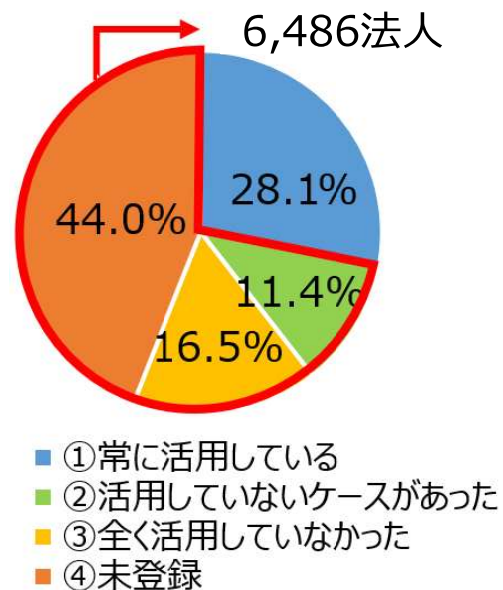
② 市区町村教育委員会



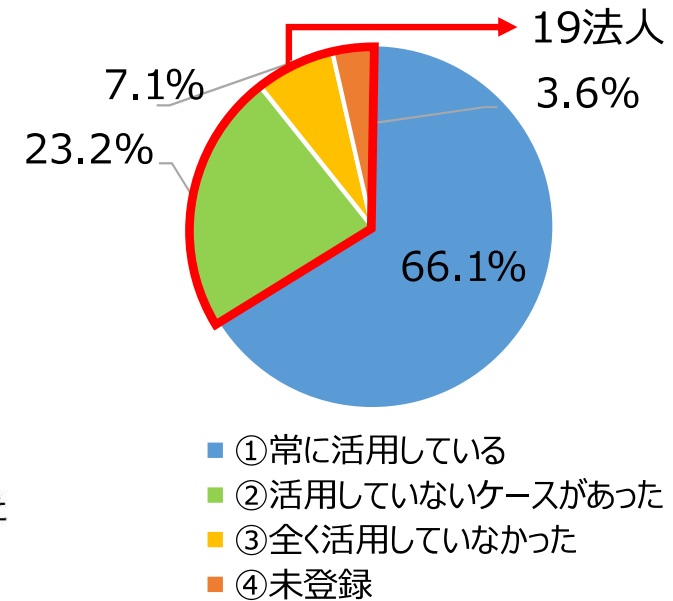
③ 幼保連携型認定こども園を設置する市区町村



④ 学校法人等



⑤ 附属学校を置く国立大学法人



4. 調査結果を踏まえた今後の対応

- データベースへのユーザー登録や活用の手順等を説明した動画の作成
 - データベースのユーザー登録方法について、既存のマニュアルに加え、手順をより分かりやすく示した資料を作成
 - データベースを活用するタイミング、活用する上での留意事項について、既存のマニュアルに加え、より分かりやすく示した資料を作成
 - 各種会議における引き続きの周知
 - その他、法に基づく大臣指針の見直し
- 等



- データベースへのユーザー登録・活用徹底について、**早急に各教員採用権者に対して周知**を行う。
- 上記の対応も含め、年度内を目途に**再度データベースへのユーザー登録・活用について周知**を行う。

令和7年度教員性暴力等防止法に基づくデータベースの活用状況等調査の結果を踏まえたデータベースの活用徹底について（通知）

特定免許失効者管理システムの活用状況等に関する調査の結果を公表しましたので、別添のとおりその結果について周知いたします。引き続きデータベースの活用徹底に向け、必要な取組を実施していただくようお願いいたします。

7 初 教 職 第 6 号
令和7年12月23日

各都道府県・指定都市教育委員会教職員人事主管課長
各都道府県認定こども園主管課長
各都道府県私立学校主管課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
各文部科学大臣所轄学校法人教職員人事主管課長
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課長

文部科学省初等中等教育局教育職員政策課長
大江 耕 太 郎

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づくデータベースの活用状況等調査の結果を踏まえたデータベースの活用徹底について

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号。以下「法」という。)に基づき文部科学省において整備した特定免許失効者等に関する情報に係るデータベース(以下「データベース」という。)については、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行について(通知)」(令和5年3月24日付け4文科教第1806号)にて通知しているのとおり、令和5年4月1日から稼働しており、教育職員等を任命又は雇用する者(以下「任命権者等」という。)が、教育職員等を任命又は雇用しようとするときに活用が義務付けられているところです。

しかしながら、未だデータベースのユーザー登録手続きを行っていない任命権者等や、ユーザー登録は行ったものの適切に活用できていない任命権者等がいるなど、法が遵守されていない事例が見られたことを踏まえ、全国の任命権者等に対し、データベースへの登録状況や活用状況等についての調査を行いましたので、この度、別添のとおりその結果について周知いたします。

本調査により、引き続き多くの任命権者等がデータベースを適切に活用できていなかったという事実が明らかになりました。法律で義務付けられた手続きであるにもかかわらず、約7割の任命権者等が適切に実行できていなかったという事実が確認された

ことは極めて遺憾であり、強い危機感を抱いております。今後の教育職員等の採用においては、全ての任命権者等が法律に則りデータベースを活用するよう、早急には是正を図る必要があります。

本調査結果も踏まえ、今後、データベースの活用状況等に係るフォローアップを実施した上で、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するという法の基本理念に則り、法で定められた義務を履行できていない任命権者等が分かるような形で公表するなどの対策も検討しております。また、更なるデータベースの活用徹底に向け、ユーザー登録・活用に当たっての手順等を説明する動画や、簡略化したマニュアル等を作成し、周知する予定ですので、これらも活用し、引き続き任命権者等のデータベースの活用徹底に向け、必要な取組を実施していただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く。)に対して、各都道府県認定こども園主管課及び各都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村(指定都市・中核市を含む。)及び所轄の学校法人等(学校法人以外の私立幼稚園及び幼児連携型認定こども園の設置者を含み、文部科学大臣所轄の学校法人を除く。)に対して、各指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、所轄の幼保連携型認定こども園の設置者に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社に対して、周知をお願いします。

本通知は関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、各関係者は、これまでの関係資料も含めて再度確認の上、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するという法の基本理念を十分に理解し、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意の下、法及び基本指針に基づく取組を、一丸となって実効的に講じていただきますようお願いいたします。

○「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づくデータベースの活用状況等調査結果
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kvoin/mext_00001.html

○別添資料
教員性暴力等防止法に基づくデータベース活用状況等調査の結果について(概要)
特定免許失効者管理システム活用に当たってのチェックリスト
特定免許失効者管理システム_業務マニュアル_v2.0
特定免許失効者管理システム_操作マニュアル_管理責任者向け_v2.0
特定免許失効者管理システム_操作マニュアル_採用権者向け_v5.1
特定免許失効者管理システム_利用許諾申請書(様式1)

本件担当：初等中等教育局 教育職員政策課
教員免許・研修企画室 法規係
E-MAIL: menkyo@mext.go.jp

・法律で義務付けられた手続きであるにもかかわらず、約7割の任命権者等が適切に実行できていなかったという事実が確認されたことは極めて遺憾であり、強い危機感を抱いている。

・本調査結果も踏まえ、今後、データベースの活用状況等に係るフォローアップを実施した上で、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するという法の基本理念に則り、法で定められた義務を履行できていない任命権者等が分かるような形で公表するなどの対策も検討している。

教員性暴力等防止法に基づくデータベースの活用状況等調査の結果を受け、**全ての教員採用権者にデータベースを確実に活用させるための実効的な対策の検討について、大臣より指示**があった。具体的な対応状況は以下のとおり。

これまでに実施した対応

- 調査に未回答の学校法人等の所在する大阪府、福岡県の私立学校主管部局を訪問し、**未回答法人に対する今後の対応について協議**を行った。その結果、97の未回答法人が33法人（大阪府のみ）に減少した。（令和8年4月14日時点）
- ユーザー登録・活用に当たっての手順等を説明する動画や、簡略化したマニュアル等を作成し、周知を行った。（令和8年3月26日）

今後実施予定の対応

- 令和7年度データベース活用状況等調査において、**データベースを適切に活用できていなかったと回答した約7割の教員採用権者に対し、フォローアップ調査を実施**。調査の結果、**データベースを正しく活用できていない教員採用権者は公表する**。
※多くの教員採用権者では、次年度に向けて職員を採用する過程（おおむね5月～8月）でデータベースを活用することから、この後のタイミングで調査を実施することを検討。
- 全国からランダムに抽出した教員採用権者に対し、**実地監査を実施**し、データベースを適切に活用できているか確認を行う。
- ユーザーの利便性を考慮し、**子ども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認の仕組みとの補完・連携の在り方について検討を進める**。

教職課程における児童生徒性暴力等に関する内容の取扱い状況等に関する調査の結果について（1/2）



令和7年度に実施した教員性暴力等防止法に基づく調査において、令和7年度時点で教職課程のある大学を対象に、大学での取組状況等の調査について調査を実施（11月～2月）。調査結果は以下のとおり。

1. 回答数

調査対象	回答数	回答率
教職課程のある大学（大学、短期大学、大学院大学を含む） （現状把握している数：819大学）	819	100%

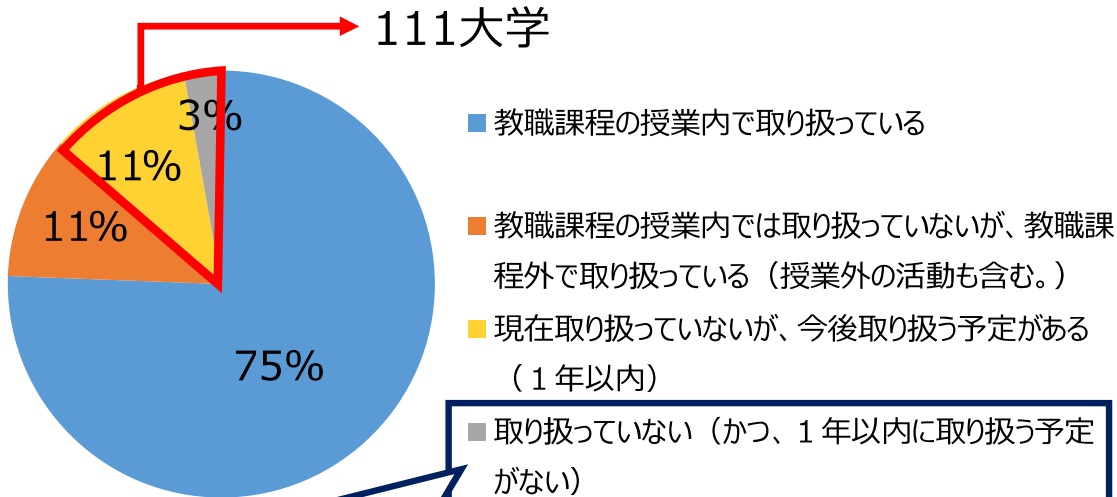
（備考）

※取下げ届提出済の大学（閉学予定の大学等）も含む。

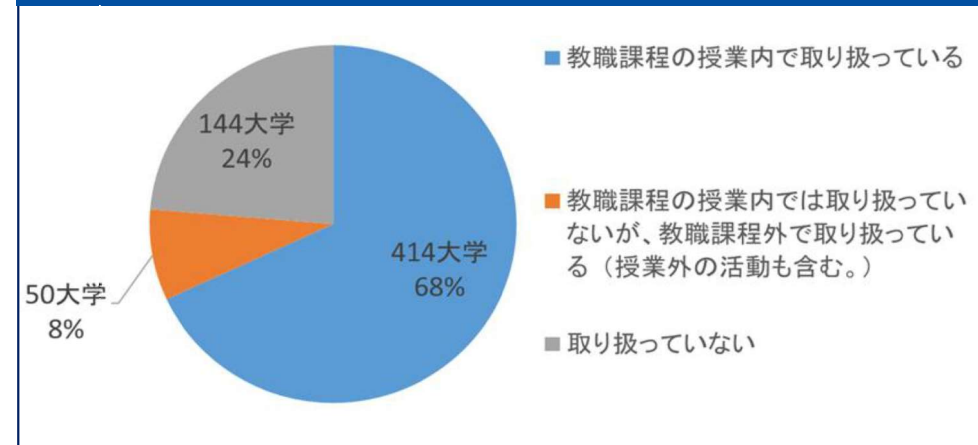
※短期大学部については、大学と併せて回答しているものもある。

教職課程における児童生徒性暴力等に関する内容の取扱い状況等に関する調査の結果について（2/2）

2. 大学において、教職課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等の理解を深めるために、法の内容等を授業等で取り扱っているか。



（参考）教職課程を有する大学向けアンケート調査結果（R6）



○ 1年以内に取り扱う予定がない主な理由

- ・法令上義務になっていないと誤認している
- ・児童生徒性暴力等の防止等に関する内容を担当できる教員がない 等

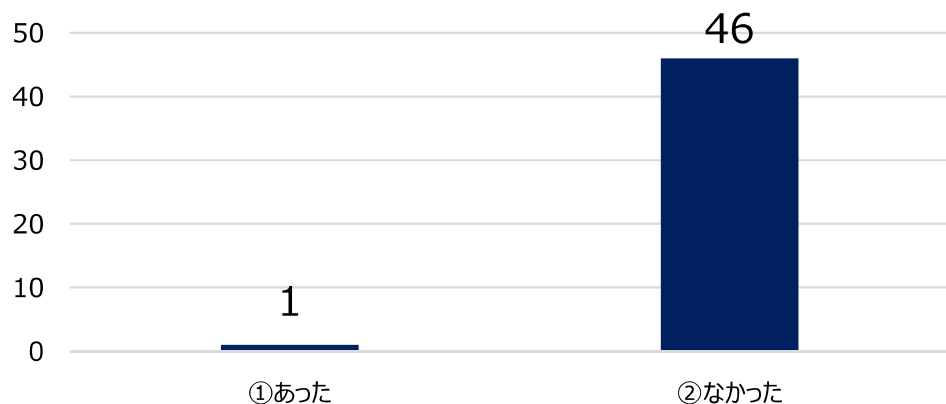
約14%の大学で、教職課程の内外で法の内容等を取り扱っておらず、その中でも、一部の大学で、今後1年以内にも取り扱う予定はないと回答。

○ 教職課程認定基準を改正し、教職課程を有する全ての大学及び教職課程の認定を受けようとする大学は、教職課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための措置その他必要な措置を講じなければならないことを明記予定。

○ 文部科学省やこども家庭庁において作成している学生向けの研修動画の周知

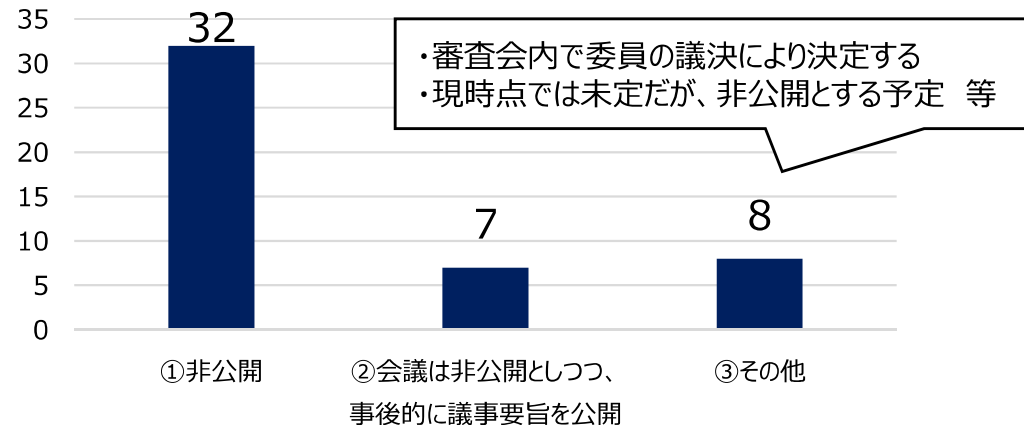
都道府県教育職員免許状再授与審査会の実施状況等に関する調査の結果について

1. 再授与審査会の開催状況（令和7年9月1日時点）



大阪府において再授与審査会を実施。
 ※当該申請者に対して免許状の再授与は行わず。

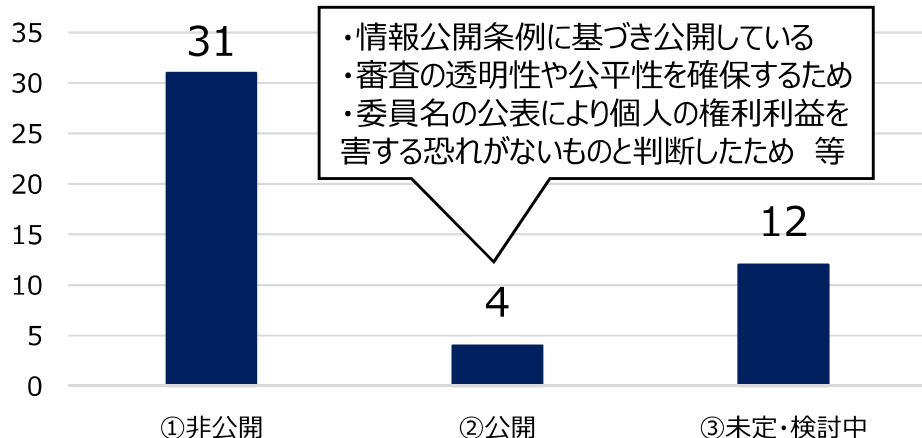
2. 会議の公表・非公表の取扱い



多くの都道府県では、指針に沿って、非公開会議として取り扱っている。

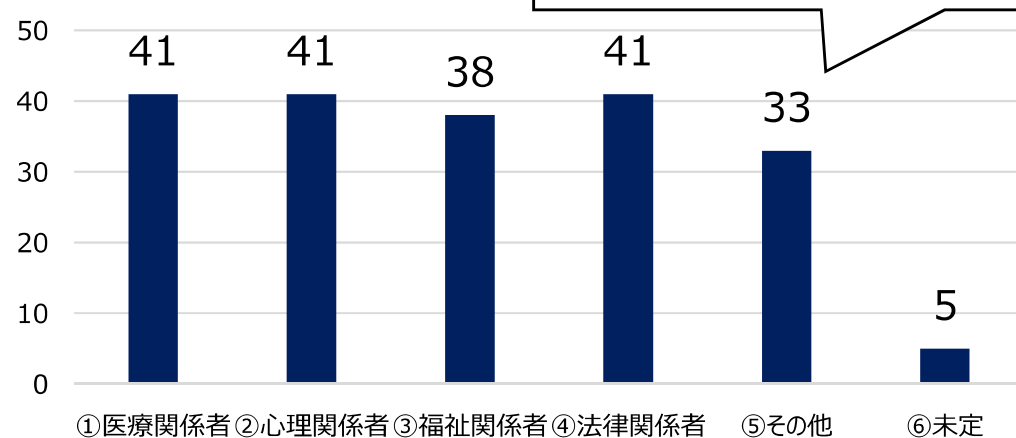
3. 再授与審査会の委員について

①委員の公開・非公表の取扱い



多くの都道府県では個別の委員名を非公表としているが、一部の都道府県では公開している。

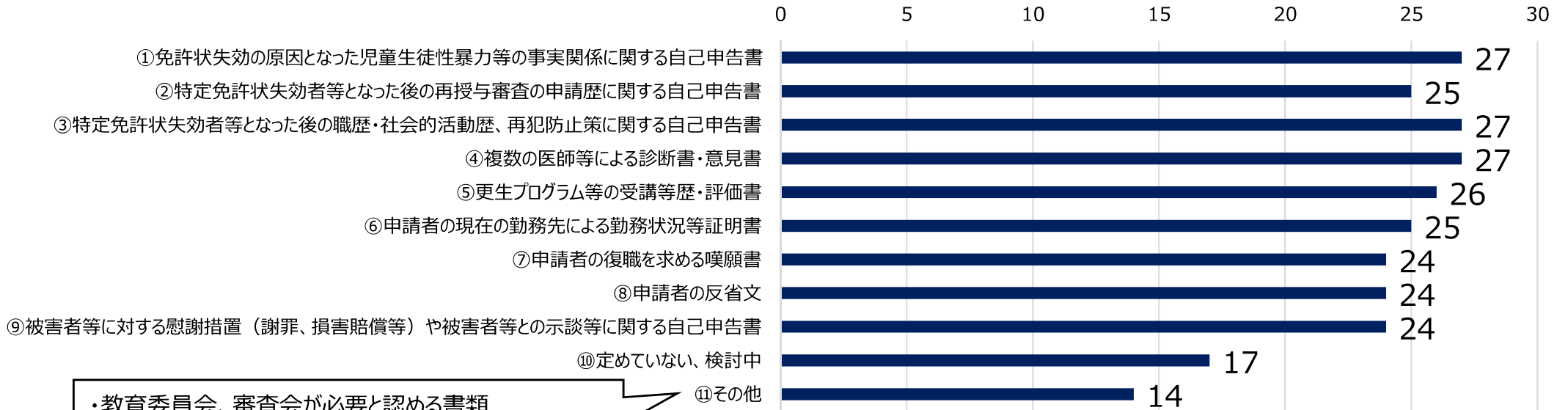
②委員の属性



指針で示す職に加え、独自に他の属性の委員を選出している都道府県も多くみられる。

都道府県教育職員免許状再授与審査会の実施状況等に関する調査の結果について

4. 再授与審査に当たって提出が必要な書類



・教育委員会、審査会が必要と認める書類
・事案に応じて必要な書類を判断
・性犯罪者処遇プログラムにおける再発防止計画 等

多くの都道府県では、**指針に沿って、提出が必要な書類を設定**している。

5. 再授与の審査方法

○各都道府県における審査方法の例

- ・授与権者において、再授与の申請者からの提出書類の内容を確認した上で、法第22条第1項を踏まえ、当該者が「**再び児童生徒性暴力等を行わないことの高度の蓋然性**」があるかどうかという観点から再授与の適否に関する授与権者としての所見を整理し、当該所見に対する再授与審査委員の意見を聴く。
- ・必要に応じて**申請者自らの説明**を求め、**計画の内容及び申請者の説明振り等を審査委員が見聞き**し、改善更生の状況を判断・評価。
- ・申請者の過去の再授与審査の申請歴について、申請者本人に申告書を提出させ申請歴を確認するとともに、**本人の申請だけではその真正性が確認できないことから、全国照会を行う**。
- ・必要に応じて、法第22条第3項に基づき、警察や裁判所、免許状が失効・取上げとなった当時の免許管理者等の**関係機関から再授与審査会の開催に必要な情報を求める**。
- ・再授与の申請者からの提出書類について、授与権者においてその内容を確認した上で、**審査委員に事前説明**を行う。審査委員は、提出された証明書類により授与の適否について判断可能かを確認し、**不足する場合は、申請者に追加で書類の提出を求める**。

6. 再授与審査に係る都道府県教育委員会からの意見等

- 再授与審査会の開催実績はないが、今後の開催に向けて、他都道府県での実施状況や実施内容など、情報共有できる機会があるとありがたい。
- 再授与審査対象者から再授与申請があった場合、その者が他の都道府県教育委員会への再授与申請を行った歴について、申請者本人からの書類提出等による確認だけでなく、再授与審査会の実施歴等を授与権者が教員免許管理システムに入力する等、システムを通じて再授与申請歴の確認ができるよう統一的なルール・運用の整備をお願いしたい。
- 再授与の適否に関する授与権者としての所見を整理するにあたり、指針で再授与審査における主な考慮事項等を示していただいているところではあるが、参考となる事例等について、さらに情報提供いただきたい。
- 「再び児童生徒性暴力等を行わない高度な蓋然性」の客観的な判断基準が不明確なため、専門家の意見を踏まえても、審査の公平性・妥当性を確保するのが難しい。
- 再授与審査会が全国で統一的に運用され、適否の判断も同一のものとなるよう、審査に当たってのガイドラインや適否の基準・目安等についてお示しいただきたい。
- 審査にあたっては、過去の犯行歴などの客観的資料が重要であるが、失効・取上げを行った都道府県や学校から詳細な情報をどこまで提供いただけるか（法の趣旨に従い、失効・取上げの際に原因事案以外も含めた詳細な情報を保存されているかどうか）が不透明。



- 法に基づく大臣指針の見直しについて検討（委員の公開・非公開の取扱いの検討に当たって考慮すべき事項や、他の都道府県教育委員会への過去の再授与申請歴の照会の在り方等）
- 再授与審査に当たって留意すべき事項等について改めて周知を行う。

1. 調査の趣旨

教職員の人事管理に資するため、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における教職員の人事行政の状況について、調査を実施。

※一部の項目については幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）も対象

2. 調査対象及び調査対象期間

都道府県・指定都市の計67教育委員会を対象。

令和6年度の状況を中心に調査。

3. 主な調査項目

- (1) 精神疾患による病気休職者等数
- (2) 懲戒処分等の状況（交通違反・交通事故、体罰・不適切指導、性犯罪・性暴力等、その他）
- (3) 人事評価システムの取組状況
- (4) 管理職選考における特別支援教育の経験等に関する情報の把握・管理の状況 等

教育職員の「性犯罪・性暴力等」による懲戒処分等の状況

○令和6年度に「性犯罪・性暴力等」により懲戒処分等を受けた教育職員は 281人（0.03%）。
うち、「児童生徒性暴力等」により懲戒処分を受けた教育職員は 134人（0.02%）。

※1 ()内の割合は教育職員数に対する割合。 ※2 幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）の教育職員も対象に含む。

※3 本調査における「性犯罪・性暴力等」とは、性犯罪・性暴力及びセクシュアルハラスメント（児童生徒性暴力等を含む。）をいう。
「児童生徒性暴力等」とは、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項に該当する行為をいう。

（単位：人）

年度	懲戒処分					訓告等	総計
	免職	停職	減給	戒告	合計		
6	167 (132)	51 (2)	25 (0)	4 (0)	247 (134)	34 (0)	281 (134)
5	195 (155)	69 (2)	17 (0)	8 (0)	289 (157)	31 (0)	320 (157)
4	153 (118)	41 (1)	17 (0)	7 (0)	218 (119)	23 (0)	241 (119)
3	119 (89)	50 (5)	21 (0)	2 (0)	192 (94)	24 (0)	216 (94)
2	113 (91)	46 (5)	17 (0)	3 (0)	179 (96)	22 (0)	201 (96)

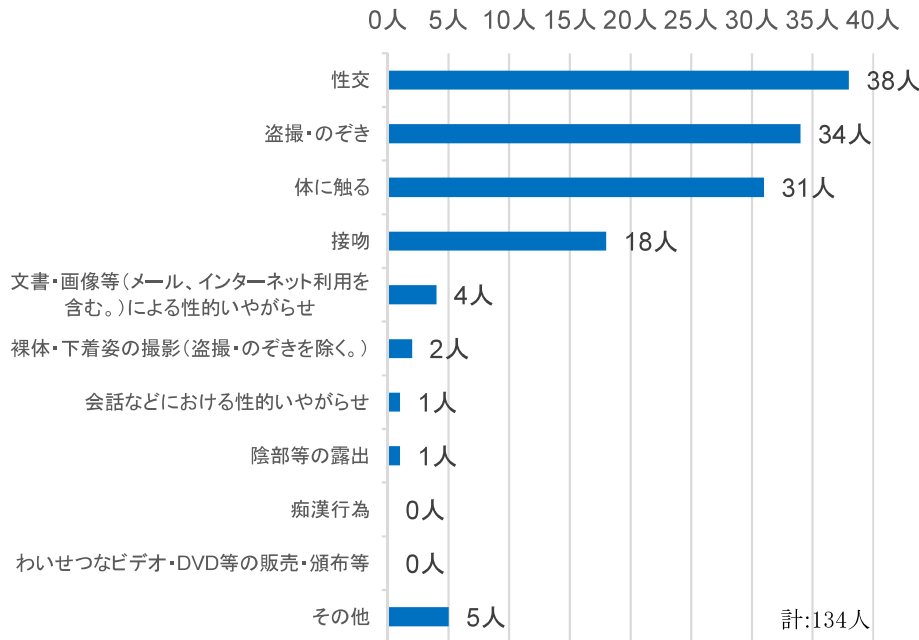
（注） 上記表の（ ）は、児童生徒性暴力等による件数で内数。

児童生徒性暴力等に関する状況（令和6年度）

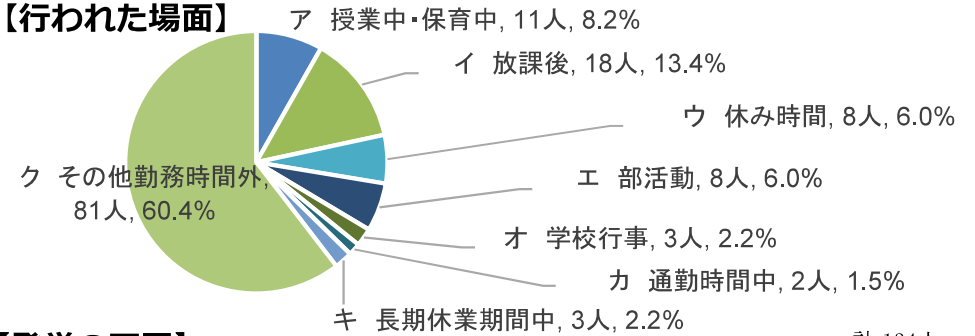
○令和6年度において、「児童生徒性暴力等」により懲戒処分等を受けた教育職員（134名）による児童生徒性暴力等の態様、行われた場面、発覚の要因について

（「児童生徒性暴力等」とは、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第2条第3項に該当する行為をいう。）

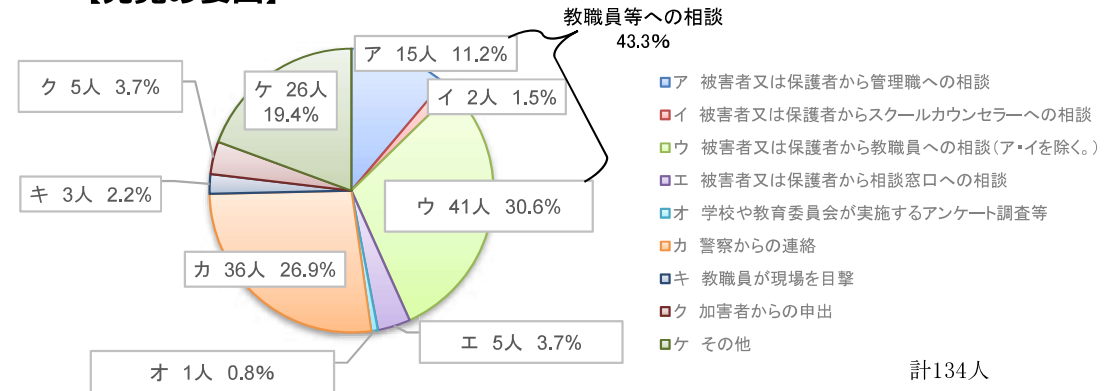
【態様】



【行われた場面】



【発覚の要因】



○児童生徒性暴力等を予防するための取組みの状況について（抜粋）（令和7年10月1日時点）

4. 児童生徒性暴力等を予防するためのその他の取組	児童生徒性暴力等を予防するために、執務環境の見直しによる密室状態の回避や教育指導体制の見直しによる組織的な対応等について、学校や市区町村教育委員会へ指導等を行っている	都道府県	47	100.0%
		指定都市	20	100.0%
計		67	100.0%	
教師個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することのないようにすること、学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出すことのないようにすることなど、端末の利用やデータの管理についてルールを明確化している	都道府県	41	87.2%	
	指定都市	19	95.0%	
	計	60	89.6%	

※その他、「SNS等による私的なやりとりの禁止」等児童生徒性暴力等を予防するための取組状況については、令和6年度公立学校教職員の人事行政状況調査の本体資料「2-5-4 児童生徒性暴力等を予防するための取組状況について」を参照。